

## 議案第 37 号

### 狭山市こども医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市こども医療費支給条例（昭和 48 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「主たる生計維持者」を「もの」に改める。

第 3 条中「）の保護者」の次に「のうち主たる生計維持者（第 6 条第 2 項ただし書の規定により主たる生計維持者とみなす者を含む。以下「対象者」という。）」を加え、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所し、又はその他の法令による措置により施設等に入所している者であつて、当該法令に基づき、対象児に係る一部負担金等の額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となつたもの

第 5 条第 1 項中「対象児の保護者」を「対象者」に改め、同条第 2 項中「市長の指定する」を「現物給付（市長が保険医療機関等に対し、次条第 4 項に規定する受給者に代わつてこども医療費を支払うことをいう。）ができる埼玉県内の」に改め、同条第 3 項中「同項の対象児の保護者」を「当該対象者」に改める。

第 6 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 市長は、前項に規定する申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、当該対象児の保護者かつその主たる生計維持者を受給資格者として認定し、登録するものとする。ただし、当該対象児と生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象児と同居している場合（当該いずれか一の者が、当該対象児と生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受給資格者として認定し、登録したときは、当該受給資格者に受給者証を交付するものとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 受給者証の交付を受けた対象者（以下「受給者」という。）がその保護する対象児について医療を受けようとするときは、保険医療機関等において国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等により当該対象児が被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。

## 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号、第3条、第5条第1項及び第3項並びに第6条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

令和4年6月3日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 提案理由

こども医療費の支給に係る利便性の向上を図るため、当該医療費の窓口払いを廃止する保険医療機関等の範囲を拡大するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。